

### 第 3 9 号議案

#### 足立区基本構想審議会条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 6 月 1 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

#### 足立区基本構想審議会条例

##### ( 設置 )

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため策定した足立区基本構想を改め、社会経済状況を反映した区民との協働に基づく新たな足立区基本構想を策定することに関し必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として足立区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

##### ( 所掌事務 )

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、足立区基本構想の改定に関し必要な事項を調査審議し、その結果を区長に答申する。

##### ( 組織 )

第 3 条 審議会は、区長が委嘱又は任命する委員 4 5 人以内をもって組織する。

##### ( 委員の任期 )

第 4 条 委員の任期は、前条の規定により区長が委嘱又は任命した日から第 2 条の規定により区長に答申する日までとする。

##### ( 会長及び副会長 )

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

##### ( 招集 )

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

( 定足数 )

第 7 条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

( 会議の公開 )

第 8 条 審議会は公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと思つたときは、この限りでない。

( 委任 )

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 1 5 年 7 月 1 日から施行する。

( 審議会の招集の特例 )

2 第 6 条の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて行われる足立区基本構想審議会は、区長が招集する。

( 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正 )

3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 ( 昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号 ) の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区基本構想審議会	日 額	8 , 0 0 0 円
------------	-----	-------------

( 提案理由 )

新足立区基本構想の策定に伴い、足立区基本構想審議会を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。